

生徒心得

本校生徒は常に校舎の内外を問わず、羽咋高校生としての自覚と誇りをもって学習に励み、人格の向上、健康の増進を図り、心身ともに健全な人間形成のために努力を怠らなければならない。また校内外において、言動・服装に留意し、品位をそこねてはならない。そのため特に本校の教育方針に従い、次の様に生徒心得を示す。

1 始業放課、登下校

- (1) 始業は午前8時25分である。登校は始業5分前（8時20分）に完了するよう心掛けること。
- (2) 平日は午後6時30分に部活動終了とし、午後7時に完全下校とすること。また、土・日祝祭日は午後5時に完全下校とすること。
- (3) 欠席、遅刻する時は、事前に保護者等から学校に電話連絡してもらうこと。
- (4) 始業時から終業時までで、外出の必要があるときは、ホーム担任より外出許可証をもらうこと。

2 学習

- (1) 各時限とも始業チャイムの前に着席し、直ちに学習に入れるよう準備を整えておくこと。
- (2) 授業時は、真剣な態度で学習に専念すること。
- (3) 不明、疑問の生じたときは、進んで指導を受けるなど、放置することなく究明すること。
- (4) 予習、復習は怠ることなく速やかに行い、反復確認によってより学習効果を高めること。
- (5) 学校の掲示や放送など、諸連絡に注意すること。

3 試験

- (1) 不正行為は行わないこと。
- (2) 試験の時は、教科書・ノート・辞書類・スマートフォン等（電源を必ず切る）は鞆の中に入れて廊下に置き、机の中は空にすること。
- (3) 試験時間中、不正行為があった場合は、直ちに受験を停止し、処分の対象とする。また、筆記用具の貸し借りはしないこと。

4 礼儀

- (1) 来客や職員・生徒に対して、挨拶・会釈を怠らないこと。
- (2) 職員室・事務室の出入りには、服装・態度に注意し、礼を失することのないように心掛けること。
- (3) 廊下階段は静かに通行し、他人に迷惑をかけないようにすること。
- (4) 品位ある言動を心掛け、他人の意見は十分に尊重すること。

5 服装

学校指定のジャケット、スラックス、スカート、シャツ（長袖・半袖）、ネクタイ・リボンを着用する。その他にオプション品として、カーディガン、サマーベスト、ソックス、女子スラックス、ローファー（靴）があるので、希望する者は購入すること。（オプション品は随時購入可能）

| | |
|------|--|
| 靴 | 靴は黒色又は茶系統の革・ビニール製のもので華美でないものを選ぶこと。スニーカーを使用する場合は、白色を基本とし機能的でないもの、高価なものを避けること。サンダル・スリッパ通学も禁止とする。 |
| ソックス | 白、黒、紺、茶、灰色系統の単色とし、原色や柄ものは避けること。 |
| コート類 | 華美に流れないようにし、ブレザーを着用したうえで重ね着をすること。 |
| 髪型 | いたずらに流行を追い、華美に流れることがないようにすること。前髪は目にかからないようにすること。また学習中は髪の毛が邪魔にならないように工夫することが好ましい。 |
| 鞆 | 授業日は、学習用具が十分入るバッグで登校すること。 |

以上、服装及び身体についての加工等は認めない。

制服の着こなし

- ブレザーを着用する場合は、前ボタンを留めること。
- シャツは、スラックス・スカートに入れて着用すること。
- シャツは、第2ボタンまでとめて着用すること。
- ネクタイ・リボンを着けるときは、シャツを第1ボタンまで留めること。
- スカート丈は、膝が隠れる、または膝にかかる長さで着用すること。

式典等の正装

- 式典等とは、入学式、卒業式、その他学校行事等で正装が必要な行事のことである。
- 正装時は、必ずネクタイ・リボンを着け、冬季はブレザーを着用すること。

6 校内において守るべき一般事項

- (1) 金銭、貴重品の保管に十分注意すること。もし紛失した場合には、直ちにホーム担任を通じて、生徒課に届け出ること。
- (2) 拾得物は、直ちに担任や生徒課に届け出ること。
- (3) 一切の暴力及び脅迫行為はしてはならない。
- (4) スマートフォン等は、校地内での使用を禁止する。
(登校したら電源を切って鞆の中へ入れておくこと)

7 学校施設の使用

- (1) すべての学校施設、校具（机・椅子等）の公共物は大切に使用する。壊れた場合には、ホーム担任に届け出ること。
- (2) 一切の掲示物は、生徒課の許可を得なければならない。

8 集会・団体行動・校外団体参加等

- (1) 学校外の団体に加入したり、集会に参加したりする際は、事前に保護者の承諾書を添え、生徒課を経て学校長の許可を受けること。

9 交友

- (1) 友人とはお互い良友なる努力をはらい、生涯に悔いを残すような友人関係であってはならない。悪い誘惑には、断固退ける勇気を持つこと。
- (2) 友人間の金銭の貸し借りは、とかくトラブルになりやすいので控えること。

10 校外生活

- (1) 警察の補導対象となる時間（午後11時～午前4時）に1人での外出はしないこと。
- (2) 飲酒、喫煙は絶対にしてはならない。
- (3) 友人同士の過度のSNSによる通信や通話等、睡眠を妨げ心身を疲労させるようなことはしないこと。
- (4) 地域的行事（盆踊り、祭礼など）に参加する時は、生徒課に祭礼届を出すこと。
- (5) アルバイトについては、原則として禁止である。特別な理由があって、アルバイトを行うときは必ず許可を得ること。

11 自転車・バイク・自動車の使用

- (1) 自転車を利用する場合は、ヘルメットを着用することを努力義務とする。ただし、自転車保険には必ず加入すること。
- (2) バイク・自動車の無免許運転は絶対にしてはならない。
- (3) 自動車学校への入校・免許取得のため受験しようとするときは、学校より許可証の交付を受けること。ただし、免許取得後も在学中は運転を禁止する。

12 カウンセリング（生徒相談）

- (1) 日常生活での悩みごと、心配ごと、たとえば自分の性格、勉強、進学、就職、家庭、健康、人間関係等のことについて問題が生じた場合、一人で悩むことなく、教員やカウンセラーに相談すること。
- (2) 相談室では、いつでも相談にのりますので遠慮せずに気軽に申し出ること。

13 諸届出

- (1) 欠席、欠課、遅刻、早退、忌引、公欠、外出、異装等をする場合は、生徒心得の要領にもとづき、連絡・届出をすること。
- (2) 次の時は事前にそれぞれ届出をし、許可を受けること。
 - ホーム担任
 - (ア) 文化部、運動部入部（部加入登録票）
 - (イ) 個人的な旅行（学割）
 - ホーム担任・顧問→生徒課
 - (ア) 下宿（下宿届）
 - (イ) 自転車通学（自転車通学願）
 - (ウ) 掲示（検印）、印刷物（アンケート・署名）の配付
 - (エ) 居住地の祭礼に参加するとき（祭礼参加願）
 - (オ) アルバイトの許可願（アルバイトは原則禁止）
 - (カ) 原付・自動車の免許を取得しようとするとき（自動車学校入校許可願）
 - (キ) 原付・自動車の免許を取得したとき（免許所持届）

14 その他

- (1) 生徒心得に明文のないもの、又は疑わしいことは、ホーム担任に相談する。
- (2) 生徒は常に身分証明書を携帯しておくこと。